

「令和 7 年度静岡市プレミアム付きデジタル商品券発行要領」

静岡市プレミアム付きデジタル商品券実行委員会は以下の要領で令和 7 年度静岡市プレミアム付きデジタル商品券（以下、単に「商品券」という。）を発行、販売、決済および換金する。

項番	項目	内容
1	発行方式、事務委託	静岡市プレミアム付きデジタル商品券実行委員会（発行者）が、株式会社 DEITA（以下「事務局」という。）に業務を委託して電磁的方法により記録される前払式支払手段として静岡市プレミアム付きデジタル商品券（以下、「しずトク商品券アプリ」という。）を発行する。発行者は、事務局に発行、販売、決済および換金事務にかかるシステム構築および運行、データ管理及び効果測定を委託し、株式会社まちのわが提供するシステム（地域情報プラットフォーム）を利用して行う。
2	発行総額	3 7 億 5 千万円（プレミアム無償付与分を含む）
3	販売総額	3 0 億円
4	プレミアム率	2 5 %
5	申込期間	令和 7 年 5 月 1 9 日～令和 7 年 6 月 1 5 日
6	購入期間	令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 7 月 2 1 日
7	利用期間	令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 1 0 月 3 1 日
8	保有希望者の申込、発行・販売 コイン数、払込方法	しずトク商品券アプリの保有希望者（しずトク商品券アプリの保有を希望する者であって、自らのスマートフォンにアプリ（利用者用）をダウンロードできる者）は、事前にアプリ内にて、プレミアム無償付与分を除き一人当たり 2 0, 0 0 0 コインまで申し込み、1 コイン＝払込金額 1 円+プレミアム無償付与分のコインとしてシステムを通じて発行・販売する。抽せん方法は、申し込み総額が販売総額以下の場合には、全保有希望者に対し、申し込んだ全てのコイン数を当せんとする。申し込み総額が販売総額を超える場合には、全保有希望者に 1 口当せんさせた上で、2 口以降をランダムに抽選する。 当せん者は、クレジットカードまたはコンビニエンスストアで当せんしたコイン数（プレミアム付与分を除く）と同数の金額（1 コイン＝1 円）をチャージする。 当せん者が期限までに払込を行わない場合には、当せん者の権利は失効する。商品券の販売状況により発行者が別に定める方法で再募集する可能性があるものとする。
9	払戻し	利用者は、商品券の発行を受けた後は、払戻しを受けることはできない。ただし、天災地変その他これに準ずるやむを得ない事象によるものであると発行者が認めた場合はこの限りでない。
1 0	取扱店、利用（保有者による 取扱店への提示）期間	保有者は、発行者から指定を受けた取扱店（保有者との間で自己が指定した対象商品等（発行者の規約で認めるものに限る。）について商品券を使用した取引を行う個人事業者及び法人）で商品券を利用できる。 令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日までの利用期間終了をもって商品券の未使用コインは失効する。
1 1	決済方法	しずトク商品券アプリの保有者は、取扱店の確認の下、取扱店店頭に備えられた QR コードを自ら保有するスマートフォンにより読み取ることで取扱店を認識し、取扱店が提供する財またはサービスの価額（含む消費税相当額、以下「商品券取引相当金額」という。）に相当するコイン数を減じて決済する。提示する商品券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできないものとする。但し、一部の取扱店では、不足額を現金または取扱店の指定する方法により支払うことにより商品やサービスを受けることができるものとする。
1 2	換金	商品券取引金額の換金は、発行者が定めた方法により、取扱店が予め指定

		した預金口座に振り込む（振込手数料は事務局の負担とする）。 換金のタイミングは、取扱店毎の未換金の商品券取引金額相当額（＊１）を、毎月１５日と月末の２３時５９分で締め、取引金額が１０,０００コイン以上の商品券取引金額相当額を原則３営業日後に振り込む（振込日が銀行休業日の場合は翌営業日）。 ＊１：商品券取引金額相当額は、発行者が別に定める取扱店規約の第３条第５項に基づき取消または解除された商品券使用取引に係る商品券取引金額、第６条第２項または第４項に従い支払を要しない商品券取引金額、第６条第３項に基づき差引きを要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とする。
１３	禁止事項	商品券の払戻、ただし、天災地変その他これに準ずるやむを得ない事象によるものであると発行者が認めた場合はこの限りでない。 商品券の他人への譲渡、商品券にかかるシステム上の履歴の改竄、偽造などの不正行為。
１４	対象外取引	以下の商品又はサービスは取引対象外とします。 ①不動産、有価証券及び金融商品の購入 ②金券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、チケット類などの換金性の高い商品の購入 ③税金、保険料及び電気・水道・ガス・電話料金の支払い ④医療保険、介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む。）の支払い ⑤たばこ事業法（昭和５９年法律第６８号）第２条第１項第３号に規定する製造たばこの購入 ⑥特定の宗教・政治団体に関わる取引及び公序良俗に反する取引 ⑦換金及び金融機関への預け入れ ⑧その他委託者が不適当と認めるもの

以 上